

## 研 修 の ね ら い

令和4年度診療報酬改定において、「看護補助体制充実加算」が新設されました。働き方改革の過程において、タスク・シフト/シェアは不可欠です。そのポイントとして、どの業務をどの職種が担うことがより適切か、医療の質を向上させるために、こういったタスク・シフト/シェアを行うべきかを考えていく必要があります。

この加算は、看護補助者が知識・スキル向上を目指す環境を整えるための加算であり、まさに“医療従事者全体の働き方改革”をサポートするためのひとつと考えられます。ゆえに、当該加算の施設基準として、算定病棟に1名以上の所定研修を修了した看護師長等がいることが求められています。

当協議会看護部会では、その所定研修に迅速に対応すべく、厚生労働省より許可をいただき、2022年度より開催を重ねています。

令和8年度診療報酬改定を踏まえて、看護職員及び看護補助者の業務分担・協働の推進はもちろん、いかに定着を図っていくかも重要な課題となります。病棟看護師長等がその中心となり、看護補助者の育成や活用の理解を深め、働き方改革を推進していく機動力になれば幸いです。

皆さまの参加をお待ちしております。